

平成30年第3回大川市教育委員会（臨時会）会議録

平成30年2月16日、大川市役所第3委員会室において、平成30年第3回教育委員会（臨時会）を開催した。出席者及び会議の経過並びに結果は次のとおりである。

1. 開会及び閉会に関する事項

開会 13時15分

閉会 13時45分

2. 出席委員の氏名

教育長 記伊 哲也

委員 貞苺 清

委員 谷川 朋昭

委員 一ノ瀬直子

委員 蔵本美保子

3. 欠席委員

なし

4. 事務局等の出席者

学校教育課長 下川 慎司

学校教育課主幹 古賀美保理

生涯学習課長 永尾龍之介

学校教育課長補佐 本田 龍雄

生涯学習課長補佐 岡 辰磨

記録者・学校教育課総務係 永島 潤一

5. 傍聴者

なし

6. 付議案件

審議事項

- (1) 議案第7号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第8号 臨時代理の承認について

7. 教育長の挨拶の要旨

新年度の予算編成においては、市長の教育施策への意気込みの表れか、学校教育課の予算では市雇いの英語教員や公的な英検、ALT関連予算の増額のほか、統合中学校の建設費13億7,000万円が計上されており、おおむね満額回答に近い状況である。生涯学習課の予算でも、文化センター空調設備の更新費用が5千数百万円、また、ふれあいの家の空調設備も更新することとなり、整備費用に見合う施設使用料等の見直しが必要なことから、条例改正にかかる議案を提案することとなったものである。

8. 議事の概要

議案第8号については、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大川市教育委員会会議規則第18条第1項の規定に基づき、非公開としたい旨、教育長より提案があり、全員一致で非公開となった。

審議事項	(1) 議案第7号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
教育長	個人使用1人1日100円を削除したのは、個人の使用料をなくしたという意味でとらえてよいか。
事務局	個人での来所であっても、部屋を使用しなければ入館は自由である。これまで、入館されるだけで100円徴収していた。しかし、研修施設である以上、何らかの部屋を利用されるとの前提に立ち、これまでの部屋を使用されても安い方の料金という考えを、今後は使用する部屋に応じた一時間単位での使用料をいただくことになる。個人利用という考え方ではなく、あくまで部屋を利用するという考え方に改めた。個人的に入って来られるのは自由である。
教育長	以前はお風呂の利用があったので、入館料をもらっていたということである。
委員	宿泊時における冷暖房の使用料で、年齢によって差があるのはいかなものか。
事務局	ふれあいの家が開館した当初は、宿泊料の半額相当ということで設定されていたが、市内と市外を分けた料金となったことで宿泊料の半額ではなく、おおよそ、市内居住者の宿泊料の半額ということで現在の料金になっている。今回の改定にあっては、冷暖房料について定額にしてはどうかという案もあった。例えば、大人と子どもと一緒に宿泊される際に、使用される冷暖房料を一律500円と決めてはどうかと。冷暖房を使用する点では大人も子どもも一緒ではないかと。しかし、そうすると、中学生以下の値上げ率がかなり大きくなってしまい、仮に500円にした時、現在、一般の方だと450円なので50円しか上がらないが、中学生以下の場合350円上がるので、引き上げ額が大きくなり過ぎるということで、開館当初の考え方を引き継ぎ、宿泊料の半額程度としたところである。
委員	他の施設では、冷暖房が使用できる期間が決まっているところがあり、施設を利用する日に、冷暖房が必要かどうかを尋ねられる。利用者にとっては都合が良いかもしれないが、その点はどのような考えか。
事務局	冷暖房の使用料金を決めているので基本的には徴収するが、春や秋等の過ごしやすい季節には冷暖房が不要となる場合もあり、費用負担がなくなるため、受付時に冷暖房の利用について確認をとり、不要であれば使用料は徴収していない。
委員	年間をとおして冷暖房の使用は可能か。
事務局	使用できない期間もある。
委員	冷暖房はコイン投入式とかではないか。

事務局	そのようなシステムにはなっていない。
委員	これまでは個人の入館者からも入館料を徴収していたので、入館者数が把握できていたと思う。改定で自由に出入りできるようになると、入館者の出入りの確認が手薄にならないか気がかりである。
事務局	個人使用料を徴収しないのであれば、基本的には出入りはある程度自由になる可能性がある。部屋を使用する際には、事務室へ申し出たうえで使用していただくが、個人の利用者数のような統計的なものは把握できなくなると思う。今までは、人数や金額の把握は必要であったが、今後は個人利用者分の料金は徴収しないし、統計的にも不要となると思う。利用者数の把握は、部屋や宿泊の利用となるので、個人使用者数は減るかもしれない。
委員	入館料100円を徴収する際には受付をしていたと思うが、それがなくなった場合に、誰が来たのかも何の目的で入館したのかも分からないとなると、管理上の問題で、帰ったと思ったがまだ居た等の様々な状況が考えられることを心配している。
事務局	入館者が、ふれあいの家をどのような目的で使用されるのか、部屋の利用者についても研修が目的と思うので、入館の際の用件を尋ねるよう事務室職員へ指示したい。
委員	そこまでするようであれば、使用料の徴収に関係なく、住所と名前の受付だけでもした方が良いのではないかと。統計の問題より入退室の管理上、重要であると思う。
事務局	ふれあいの家の職員と十分打合わせをしたい。
教育長	一般の方が来られて利用するのは、玄関入ってすぐのホールか、多目的ホールしかないのではないかと。
事務局	ふれあいの家から現状を聞いた中の例では、裁縫をされる女性が5人くらい入館されて、個人利用として受付されて、空いている部屋を使用される。そうになると、5人のグループは1日使用されも500円ということになる。2時間使用されたとして、本来なら800～1000円の使用料を払ってもらう必要があるが、この場合500円で済むので、個人として使用されることがあると聞いている。そういう状況を含め、今回の見直しで部屋の利用という考えに変えようとするものである。
教育長	実態把握を行って、安全管理の面で対応していただきたい。
《採決》 全員挙手により原案のとおり承認	

以上、会議の次第は、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市教育委員会教育長

大川市教育委員会委員